

サッカーワールドカップ日本招致で起こりうる課題について  
～日本で行われた国際大会から照らし合わせて～

桐蔭横浜大学田中ゼミ T チーム

◎田邊隼人 福島悠理 若月惇也 佐々木侖

## 1, 緒言

近年、インターネットの普及とともに個人によるチケットの売買が一般化している。さらにネットオークションも一般的になったことにより転売が行われるようになり、トラブルや違法転売行為が増加し社会問題化となっている。

その原因として主にダフ屋行為があげられる。近年では誰でも転売ができる状況にある。ダフ屋行為とはコンサートやスポーツ観戦などのチケットを転売目的で販売元から購入し、チケットを手に入れることの出来なかった人に対して高い金額によって不正に売りさばく行為であり、各都道府県の条例等で禁止されている<sup>2)</sup>。(図1参照)

また、スポーツ基本計画には、国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う<sup>7)</sup>と述べられており今後、各種国際大会が日本で開催される可能性が極めて高いといえる。

そこで私たちが提案するサッカーワールドカップ(以下サッカーW杯とする)を日本で開催した場合、外国人観戦者や観光客の来日が増えると思込まれる。そこで海外から見た日本のイメージとして、クリーンなイメージをよく持たれている。だが現状では転売などの犯罪が実際には起きており、それらを減らし、よりクリーンなイメージを日本に訪れる外国人観戦者に伝えていくべきである。

私たちは、サッカーW杯招致をするにあたってダフ屋行為を防ぐことが第一の急務と考え、過去の事例などを元に新しい対策や、方法を提案するものとする。また日本ならではのクリーンなサッカーW杯を意識することで有意義な大会にしたいという背景がある。

## 2, 研究の方法・結果

### 2- (1) 現状把握

チケットの不正な高額転売に関しては、かつてはコンサート会場前でチケットを転売する「ダフ屋」が転売を行っていた。しかし、情報社会になり、インターネットが上で転売ができるようになり、チケットの転売ビジネスが盛んになってきている。

オークションサイト、フリマアプリだけでなく、チケット転売専門のサイトまで登場し、個人でも気軽にチケット転売ビジネスに参入できてしまうのが現状である。

チケットを転売目的で買い占めてしまうことで、本当に試合観戦をしたいファンのもとにチケットが回らない。参加できたとしても、ファンには大きな経済的負担がかかってしまう。

また、フンザという 2013 年創業の国内最大級のチケットフリマサービス「チケットキャンプ」を運営している会社がある。コンサートや演劇、スポーツなどの公演チケットをユーザー同士で取り引きできる二次流通プラットフォームで競合にはチケットストリートがある。国内ではダフ屋行為の横行から、チケット転売にはネガティブなイメージがあるが、フンザによれば、取引件数やチケット流通総額は急速に拡大していて、2014 年 12 月の流通総額は約 8 億円（前年比 603%）となっているという<sup>6)</sup>。

事件等が多く起きている。例えば、最近で言うと女子中学生が転売を行い逮捕された事件もあった。このことから年齢に関係なく転売行為を行うことができるようになる。

東京都の迷惑防止条例第2条では、各交通機関の乗車券、急行券、指定券、寝台券等や入場券観覧券等の娯楽施設利用券などについて公共の場で転売行為が規制されている<sup>9)</sup>。

しかし、インターネットでの取引は、公共の場所とされていないため誰でも売買することができるのが現状である。

日本では主にライブのチケットの転売が多くみられる。このような現状を踏まえると、日本人のダフ屋が日本で行われる大会のチケットを買い占め、外国人に買わせるということが起こりかねない。そうなる日本イメージが低下してしまう可能性がある。主観的な意見ではなく、73%の日本国民が転売行為に対して反対だという意見がある。オリンピックという世界で一番のスポーツ大会が東京で行われる前に、新しい対策が必要であると考えられる。対策はされてきているが、一向に減少していない状況である。完全になくすということはおそらく難しいが、少しでも転売行為が少なくなるよう、対策を立てていく。

## 2- (2) 提案

日本でサッカーW杯を開催招致するために課題点に着目し、チケット転売に関して焦点を当てる。クリーンな大会を日本で開催できるよう提案をする。

現状でも転売防止に関する策はたくさん講じられている。

- (ア) 特にここ最近顔認証システムが広く導入され、タブレットに顔を移すとあらかじめ登録しておいた顔写真と一致するか確認をしてくれるというものである<sup>1)</sup>。顔認証の利点として、事前に顔写真を登録することで本人しか入場できないという抑止力になる<sup>3)</sup>。購入時に顔写真を登録するため、転売をしてしまうと顔が一致しないようになっている。しかし、欠点も見えてくる。仮にライブへ行こうとして、入場時に顔認証を一人一人行なっていると、かなり多くの時間を費やすと考えられる。私たちはダフ屋を完全に無くすよりかは、転売に対しての策を提案し、厳重になってきていることを知らせることを目的とする。
- (イ) また、近年では日立からウォークスルーシステムというものが導入され、電車に乗る際の改札口のような通行口を通り、手をかざすことで認証されるシステムである。これらはイベントへ行く意思のある者がチケットを購入する際に登録手続きが必要になる<sup>6)</sup>。チケットの代わりとして自らの手で入場することとなる。これを採用することで一人当たりの入場時間を短縮でき、機械の制度の高さを利用できる。しかし、販売元の負担が大きく何万人もの情報をまとめ登録しなければならない。ここで情報の手違いなどが起こらないようにしなければならない。
- (ウ) 次に、チケットへの住所記載である。これらは購入した際に送る住所をチケットに記載することで転売した際には身元が相手に知られてしまうので、転売者も渡しにく

いという案である。しかしそうなる転売目的ではない消費者がチケットを万が一落とした時にプライバシーが全く守られないという点から、どのように厳密にしていくかの対策が必要となる。また、郵便局での住所変更手続きなどができてしまうので、チケットに記載する住所は偽りのものを使用するなどの手法を用いて転売されることが考えられる。それらのことから、チケットを暗号化し、機会を通したときに係員が読み取れるシステムを使用する。

- (エ) 最後に、チケットのICカード化である。今までは紙チケットなどで入場時にチェックしていたが、転売されていることなどに気づきにくいことが多くある<sup>7)</sup>。そのため、それぞれがICカードを所持し、行きたいイベントなどに持っていくことで本人情報が登録してあるので入場した際に本人かどうかを係員に知らせるものである。

### 3, 予想される効果

現状からICカード化や住所を記号化し、特殊な機械に通すと係員のみ正しい住所が読み取ることができるシステムを提案するが、特に目視による確認をもう少し注意深く見ていくべきである。

また、大物アーティストたちが立ち上がって、転売反対などを目的とした協賛ページが掲載され、過去に起きてしまった転売事件や事例等を掲載しているページが存在しており、転売に対してのアーティストの姿勢が変わってきている<sup>5)</sup>。

チケットが不正な値段で転売されている。この現状に運営側はいつも対策として講じてきただろう。サッカーW杯日本開催に向けてチケット転売に関しても重要な課題だと考える。少しずつではあるがいくつかの対策を講じていくことでいつか必ずダフ屋行為に及ぶ人間にとって脅威になることは間違いない。今のうちから早めの対策を次々に行なっていく必要があると考える。

ダフ屋行為そのものに関して法規制はないが、迷惑行為防止条例の適応のみならず、不正転売に関する法改正を行い、ダフ屋行為に関してさらに取り締まりを強化していくことも大切だと私たちは考える。中にはあまりにも会場で直接大会を見たいがために、不正転売だと知りながら、購入に至ってしまう人が中にはいることも現状だ。そういった人たちに潰れ込んで不正転売は許されるものではない。対策を一つ一つ講じて、脅威になっていくことが大切だ。

やはり、チケット自体に対策を設けることも大切であるが一番は人の「モラル任せ」になってしまうことなのではないだろうか。疑いを持ってという訳ではないが、公正な取引によって手に入れたものなのか「疑心」を抱くのも大切だと考える。

チケットを他人へ売るとは悪くはないが価格設定が重要であることも確かだ。人によってチケットに対する価値観が違うこともある。しかしながら、金額を何倍にも跳ね上げて売買することは不当である。行政は迷惑行為防止条例のみの適応ではなく、犯罪として不正転売を取り締まるべきではないかと考える。そこで、法改正を行うことで公式なチケット販売側もチケットの販売リスクも減り、取り締まりも警察は行い易くなると考える。

また、現状としてダフ屋は一度に複数枚チケットを購入する傾向があるため、本当にチケットを必要としている消費者に正当な金額で公式チケット販売会社から販売することが難しくなってしまう、一人に対しての購入枚数の制限を設けることで転売リスクの軽減できると考えられる。

#### 4, 引用参考文献

- 1) 西山雄吾 奥村明俊半田享星野隆道 津雲淳 高木剛 窪田清仁 NEC 情報システムズ「顔認証ソフトウェアを用いたチケット本人確認システム」情報処理学会第 (2017年8月16日閲覧)  
[https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=163113&item\\_no=1&attribute\\_id=1&file\\_no=1](https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/?action=repository_action_common_download&item_id=163113&item_no=1&attribute_id=1&file_no=1)
- 2) ダフ屋行為の経済分析慶應義塾大学穂刈享研究会 金柄拓也 饗場滉一郎 下村渉 橘和治 西岡祐紀 西川裕香 浜崎和久 安井英治 (2017年8月28日閲覧)  
<http://seminar.econ.keio.ac.jp/hokari/mitaron.pdf>
- 3) TAPIRS 株式会社ティパーズ (2017年9月25日閲覧)  
<https://www.tapirs.co.jp/auction.html>
- 4) USJのチケット転売対策 (2017年9月24日閲覧)  
<http://www.dennis.jp/archives/2288668.html>
- 5) 『私たちは音楽の未来を奪うチケットの高額転売に反対します』 (2017年9月18日閲覧)  
<https://www.tenbai-no.jp>
- 6) ミクシィがチケット二次流通マーケットの「チケットキャンプ」を115億円で買収 (2017年9月25日閲覧)  
<http://jp.techcrunch.com/2015/03/19/mixi-acquires-ticketcamp/>
- 7) Suicaの代わりに「手」をかざす時代がやってくる? 日立的ウォークスルー型指静脈認証を見てきた (2017年9月26日閲覧)  
<http://www.itmedia.co.jp/enterprise/spv/1704/27/news042.html>
- 8) 東京都迷惑防止条例 (2017年9月28日閲覧)  
[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki\\_honbun/g1012212001.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012212001.html)

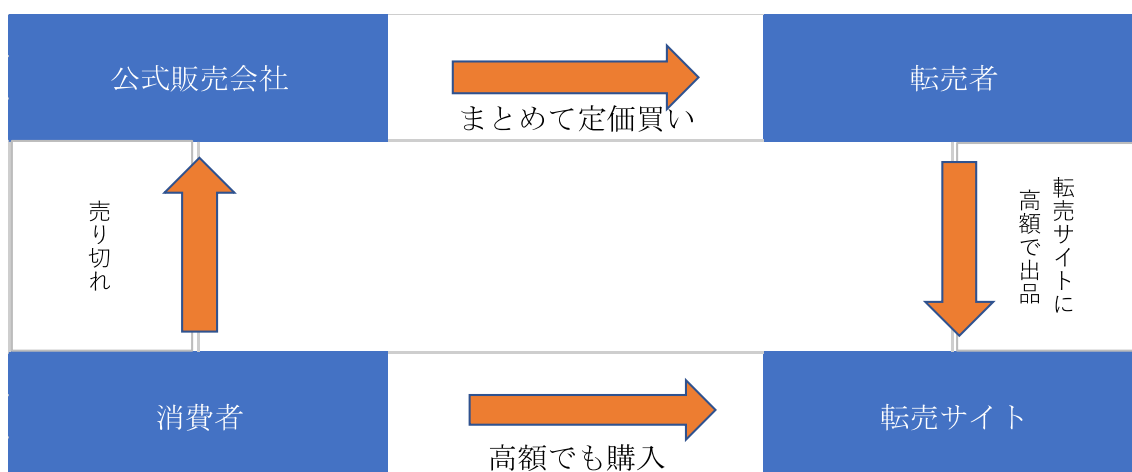


図1 不正転売の流れ

出典：USJ、転売チケット使わせません。 買占めに強制措置

<http://blog.livedoor.jp/esouzoku/archives/2015-10.html?p=2> (2017年9月17日閲覧)

